

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告 目 次

昭和二十九年年度県立学校の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第二百二十六号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年年度にかかる県立各高等学校、盲学校並びにろう、学校の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十年八月二十三日

鳥取県監査委員	松	本	利	治
同	山	本	四	郎
同	近	藤	傳	一
同	大	西	節	夫

監査執行箇所

執行年月日

倉吉東高等学校	昭和三十年六月一日
倉吉西高等学校	同
倉吉農業高等学校	同
河北農業高等学校	同
青谷高等学校	同
由良育英高等学校	同
米子西高等学校	同
米子東高等学校	同
米子工業高等学校	同
米子南高等学校	同
日野産業高等学校	同
法勝寺農業高等学校	同
根雨高等学校	同
境水産高等学校	同
養良農業高等学校	同
境高等学校	同
鳥取東高等学校	同

年六月一日
年六月二日
年六月三日
年六月六日
年六月七日
年六月八日
年六月九日
年六月十日
年六月十三日

鳥取西高等学校	同	
鳥取農業高等学校	同	年六月十四日
鳥取高等学校	同	
岩美農業高等学校	同	年六月十五日
智頭農林高等学校	同	
八頭高等学校	同	年六月十六日
鳥取盲学校	同	年六月二十日
鳥取ろう学校	同	

監査概評

昭和二十九年年度に係る県立各高等学校並びに盲学校及びろう学校の定期監査は、財政窮迫の下にあつて、学校の運営及び予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、教育の機会均等、学校差の解消についても、特に意を用い、高等学校によつては、本校二十三校のほか、分校十三校の現地につき、つぶさに監査し、特殊学校に対しては、民生、衛生関係諸施設及び事務運営との関連性も考慮して慎重監査した。その結果当局の努力は認め

られるけれども、なお根本的に検討の余地があり、また、過去の指摘事項が改善措置されていない実情も見受けられたので、これらについて当局は、更に慎重に考究し善処されるよう要望する。

次に共通的事項の主なるものを掲記する。

一 学校差の解消について

学校差の解消に対する短期間かつ財政難を克服しての当局の努力に対して敬意を表する。しかしながら設備及び職員配置等考究すべき問題があり、特に入学選抜の結果或いは、中途退学者の状況等がこれを裏付けていることがうかがわれるので、更に一段の努力を要請する。

二 定時制教育運営の合理化と分校の廢置統合について

定時制課程は依然として志望者が少く(別表参照)その就学状況(入退学、修卒業)設置課程、教職員配置、施設及び経費並びに運営の実情は必ずしも効率的とは思ふに難い点がある。特に本校に設置の定時制は、夜間部その他一部の例外を除いてはその主旨に副つたも

のと認め難いものがあるので再検討を要する。地域社会の特殊性、將來の見透し等を慎重に考究の上、存廃統合により重点的に整備充実すべき時期に到達したものと認めた。

なお、定時制分校において通信教育を受講させているのは、定時制及び通信教育双方に効果的と思うので勸奨について考慮されたい。

三 学校演習林の増強と基本財産の造成について

農業高等学校における学校造林は年々拡張しつつあり、真に結構であるが、県の植林施策に積極的に同調し学校基本財産の造成に努力されたい。

なお、分収林に対する契約の不備なもの、地上権設定の未完了、或いは、過去における登記手続に適切を欠き、考究すべきもの等が見受けられたが長年月に亘る財産管理の適正確実を期するため特に慎重を期された。

四 校舎その他建物の整備について

校舎その他の施設は当局の努力にかかわらず設置基準

に達しないものが多く、普通教室、特別教室その他附属施設に欠け、運営に支障を生じていることが見受けられる。また、老朽危険状態のものがあり憂慮される現状であるので整備計画の完遂に一層の努力を希望する。

五 設備の充実とその計画性及び活用について

産業教育振興法等特別立法の適用によつて各校の施設は逐次整備しつつあるが、中には不急不要または、設備計画に検討を要するもの、関連経費の予算措置の不十分等のため、活用していないものがあるので慎重を期されたい。また特別立法の適用を受ける学校の施設設備は、比較的よいが、適用外校に対する施設整備については総合的予算調整を図つて充実に配慮された。

六 財産の取得管理及び事務の整備について

国有財産移管促進については毎回強く要望しているが、八頭高等学校、河北農業高等学校等の校地及び建物は依然として国有財産であるため、補修改造或いは、施

設整備等恒久的計画に支障を来している。当局は政府関係機関に対し速かに果有移管方を要請し、実現に一層努力すべきである。

またP・T・Aその他後援団体名義の財産或いは、寄附財産はつとめて移管手続を了し、管理の万全を期されたい。なお高校再編成に伴い、獨立校に対する校地その他の果移管について地元との折衝未解決のまま放置しているものがあるので留意努力されたい。果有財産に対しては、教育委員会事務局において統一的に指示し調査整理しているが、中には未だ調査確認の不十分なもの或いは、台帳、書類等の不備なもの、産業教育振興法等特別立法の適用をうけ、施設整備された重要な機械器具の中財産と目されるものがあるので、これらの管理については、明確にして置くべきである。

七 防火施設の充実について
校舍建物に対する防火対策は消極的である。教育財産に対する防火施設費本年度予算額は、僅か三十五万円で、しかも、このうち二十万円は経費節減のため執行

保留している。防火施設の充実について当局は格別留意し、措置すべきものと認める。

八 各校で行っている試験研究の中には貴重なものもあるが、その実施は概ね、各校獨創獨善的であつて果全体の試験研究の立場からすれば、不統制或いは、重複の感を免れず、また研究結果の交換の欠如は貴重な資料の死蔵となるので、学校における試験研究は各種試験研究機関の総合的計画の傘下に、適地適宜統制ある研究を実施し、且つその結果の有効周知方を工夫すれば更に効率的成果を挙げ得るものと思考されるので検討を望む。

九 特別会計運営の合理化について
特別会計の運営については、逐年各校とも改善に努力していることは認めるが、しかし、個々の内容を見ると従来指摘した根本的事項については、未だ措置していないことは遺憾である。
すなわち、経営及び実習教育に即する予算規模及び事務の適正合理化等について、主管当局は根本的考究さ

れたい。なお教科との関連について特に主務課との密接な連け、が肝要と認めるので十分留意し、実習教育の推進に努力されたい。また、一般に実習教育は経済

教育について比較的等閑視されている傾向が認められるのでこの点に関し事務の整理を考究されたい。

定時制高等学校の入学志望状況

学 校 名	所 在 地	晝 夜 別	課 程	募 集 定 員	志 望 者 数
鳥取西高	本 校	晝 間	商 業 通 用	五〇	五五
鳥取農高	本 校	晝 間	農 業 通 用	五〇	四六
鳥取農高	鹿野分校	晝 間	農 業 通 用	四〇	三二
鳥取農高	美和分校	晝 間	農 業 通 用	三〇	一六
鳥取農高	本 校	晝 間	農 業 通 用	五〇	一一
鳥取農高	若桜分校	晝 間	農 業 通 用	三〇	一一
鳥取農高	八上分校	晝 間	農 業 通 用	三〇	二二
鳥取農高	本 校	晝 間	農 業 通 用	四〇	二七
鳥取農高	本 校	晝 間	農 業 通 用	三〇	四
鳥取農高	赤碓分校	晝 間	農 業 通 用	四〇	七
鳥取農高	八橋分校	晝 間	農 業 通 用	四〇	一五

鳥取西高 外三	内 訳	養 良 農 校	日 野 産 高	根 雨 高	境 高	米 子 南 高	米 子 東 高	河 北 農 高	倉 吉 農 高
		大 山 分 校	本 阿 日 江 溝 本 本 本 余 本 本 三 本	山 野 上 尾 口 分 分 分 分 分 分 朝 分 校	分 校	分 校	分 校	分 校	分 校
夜 間		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
商 業 通		農 村 家 庭	農 村 家 庭	農 村 家 庭	農 村 家 庭	農 村 家 庭	農 村 家 庭	農 村 家 庭	農 村 家 庭
一 〇 七 〇 〇		九 九 〇	二 〇	三 〇	二 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇
一 七 〇 五		三 七 六	六	一	七	〇	二 七	九	一 三
			一 八	七	五	二	一 八	七	一 四

倉吉東高等學校	監査委員 松 本 利 治	昭和三十年六月一日監査
		昭和三十年六月一日監査
鳥取高外三	根雨高	普 通 農 業 通
〃	〃	農 村 家 庭
〃	〃	農 村 家 庭
〃	〃	農 村 家 庭
〃	〃	農 村 家 庭
〃	〃	農 村 家 庭
〃	〃	農 村 家 庭
〃	〃	農 村 家 庭
四 〇 〇	三 〇 〇	二 〇
一 三 八	六 一	一

監査概況

一 校舍、建物の管理状況は概ね良好であるが前回指摘した通り講堂及び理化関係建物は老朽建物であるので整備計画の推進について格段考慮されたい。

二 工業科、機械工場の充実についての配慮が望ましく、産業教育振興法によつて逐年内容充実に努力が払れ、整備しているが工場は狹隘危険で一部機械は据付場所もなく実習に少からぬ支障を生じている。また電気科関係も工事室、工作室、照明、実験室等が未整備のため教育上支障を生じている実情である。

三 機械器具の保管管理について一層留意されたい。

逐年重要機械器具が整備されているが、これらは保管場所もなく物置、実習助手室に保管しているものがあるので重要器具については特に管理に留意し万全を期されたい。

四 防火施設については概評で述べたところであるが本校においては特にその必要性を認める。

五 経理出納事務について次の点留意されたい。

1 授業料の徴収状況は概ね良好であるが、年度中途においては滞納額が相当額あるので、これが解消に一層の努力すること。

2 授業料調定人員は形式的確認に終らず担当教員と連絡を密にし適確には握しておくこと。

倉吉西高等学校 昭和三十年六月一日監査

監査委員 松本利治

監査概況

一 男女共学制については、本校の目下の重要問題である。即ち女子七三一名に対し男子三学年一名、二学年三三名、一学年なしで、二学三三名を一九名、一四名の二学級に分けて共学の実を挙げるべく努力しているが、この男女生徒数の対比では挙らないばかりでなく、授業時間の配当においても、また体育施設、運動種目の撰択においても支障をきたしている面が大きいと思はれるので実情に即した根本的方針の決定が緊要と認められた。

二 校舎その他施設の維持管理については経費僅少のため相当苦慮している。即ち本年度財産管理費二十七万円をもつて窓硝子、廊下教室、便所その他校舎の補修計画をしたが腐朽箇所が多く、前記経費に不足を生じP・T・A経費二十万余円を投じ漸く補修工事を完了していた。しかしながら本館校舎の腐朽破損並びに

講堂教室の雨漏り或いは教室の天井の湾曲、壁落ち等未だ補修箇所が相当ある。中には危険性のある教室も見受けたのでこれらの補修並びに補強工事について配慮を望む。また本館屋根はスレート葺のため修理用材も規格の点で困難のようであるが、校舎の維持管理上からも早期措置すべきである。

三 大正六年三月一日郡役所取得にかかる土地八反六畝余歩は寄附採納せず放任、登記も未済であるので財産管理上急速主管課と連絡し、速かに登記完了するよう善処された。

四 産業教育振興法に基く設備は漸次整備されつつあることは誠に結構であるが、理科室の不備、特に実験器具の整備は見るべきものがなく教育実践に支障をきたしている。当局は実情調査の上理科教育振興法の適用等により最少限度の設備は整備させるよう留意された。なお産振法による設備についても中には実情に即しない機具が見受けられたので緊要度に応じ実情に即する整備に留意が肝要と認められた。

五 経理その他の事務について次の点留意されたい。

- 1 授業料調定人員と調定額の不突合があつたので調定区分並びに人員を明確には、握して置くこと。
- 2 軽便消火器は二十八年五月より検査していないので、機能検査し万全を期すること。

倉吉農業高等学校 昭和三十年六月二日監査

監査委員 松本利治

同 近藤傳一

同 大西節夫

監査概況

一 校舎建物は全般的に老令校舎であつて漸次計画的に補修改造を行つてゐるも、なお不十分な箇所が多いので、予算措置を構じ、維持管理に万全を期された。

二 本校は開校以来基本財産の造成による基盤の確立をはかり、学校演習林百十五町歩余に対する人工植栽及び撫育管理に努め、二十九年度十町歩新植し、優秀な成果をあげている。演習林の管理、特に間伐につい

ては遺憾のないよう慎重を期されたい。

三 産業教育振興法に基き、機械器具の整備に逐次充実されつつあるが、維持費が皆無のため、その捻出に苦慮し勢い特別会計実習費に依存する結果、運営面に困難をきたすおそれがあるので、その調整について充分留意されたい。

四 特別会計の運営について次の点留意されたい。

- 1 生産物は適確に把握すること。即ち生産物は農場主任より販売、転用、確定のものを形式的に引継いでいる關係上、農場で收穫した実数量については、出納員が把握できないので、適時引継すべきである。

2 購入物件の検收事務は、一層厳格にすること。即ち、各部門別に、種子、資材、飼料、肥料等を購入しているた、すべて事後検收となつてゐる。例えば四月三十日、蔬菜部門によつて、西瓜を下種しているが、証ひょうにおいては、五月二十一日、大和三号、大和旭を検收している等不合理の面がある。

3 事務の簡素化について考究すること。実習、記録、教科と一連した教育と会計事務の適正が肝要であるが、現在の事務処理は複雑、且つ、重複する部分もあるので簡素合理化を期し処理方式を根本的に考究すること。

4 調定時期は実情に即すること。米穀の供出及び蘭の出荷等については、出荷先の連絡不十分のため、爾後調定しているので、供出代金等事前に判明しているものは、出荷と同時に調定し、早期代金収入に努めること。

5 中小家畜台帳を整備して置くこと。血統登録を有する家畜については、台帳を作製しているが、現在では、該当家畜は少くほとんどが当校で生産したものを飼育している関係で台帳も作製せず、家畜履歴が不明確である。

6 生徒給食に要する玄米の加工方法は、適正と認め難いので考究すること。

五 三朝分校、二教室、五十二坪の増築については、百

六十二万円(うち、地元寄附八十二万円)もつて本年度計画したが財政事情によつて、執行保留となつてゐる。定時制教育振興上、根本的に考究の上善処された。

河北農業高等学校 昭和三十年六月二日監査

監査委員 大 西 節 夫
同 近 藤 傳 一

監査概況

一 国有財産である校地校舎の異移管促進方については、毎回監査のつ度強く指摘要望しているが、県当局ならびに教育委員会においても速やかに関係官庁と折衝し積極的に推進を図られたい。

二 民有地である校地および農業実習地八、三二七坪の異有移管の問題については、本校が一昨年度の高等学校整備に伴い、倉吉農業学校より獨立分離を契機に地元後援会が買収し、一括異移管の協議が成立しているが、今日に至るまで、その条件が推進されていない

ことは、遺憾である。もつとも、この借地料約七万円は昨年度から地元後援会が負担しているが、教育委員会は勿論のこと地元関係市町村の積極的な熱意と努力を望む。

三 教室および特別教室の不足に伴い、三十年度工費三百四十七万円をもつて、現有の危険建物(元寄宿舎)を移転改築の予定であつたが、前記の通りすべて建物は国有財産であるので、その処分方法等について県当局は、国の関係機関と折衝し遺憾のないよう期された。

四 特別会計運営状況は地域的好条件に恵まれ比較的順調である。二十八年度において十五万七千余円の剰余金を生じ、この中十二万円は二十九年度において農場附属建物の整備費の一部に充当していた。本年度分も十一万余円剰余金を翌年度に繰越予定であるが今後とも一層努力されたい。

五 特別会計事務は、速次是正改善に努力しているが、個々の面においては、前回指摘した如く未だ事務処理

に陥る傾向にある。特に生産部門と出納部門との相互連け、いが不充分の点があるので、これが是正については総合的調整に格段の意を用い事務を明確に処理すべきである。

なお次の点留意されたい。

1 一般市販の生産物調定時期は爾後代金収納日をもつてしているので売却のつ度調定すること。

2 生産物の売却および転用処分は生産主任が行つてゐるが正規の手続を経て適正にすること。

3 家畜処分決裁書類によると仔豚二〇頭で七万円とあるも実質的には、二一頭七万四千円で売却しているから事務処理を明確にしておくこと。

4 生産物処分で加工用転用数量と現場の引受数量に相違しているものがあつたので嚴重に処理すること。

六 授業料徴収事務の処理に当つては、諸帳簿の記帳整理を嚴格にされたい。即ち授業料徴収台帳による現金徴収額は、即日現金出納簿に記帳すべきである。

青谷高等学校 昭和三十年六月三日監査

監査委員 松本利治
同 近藤傳一

監査概況

一 本校は他校に比し規模も小さく施設設備とも不完備であるため、学校運営に少からぬ支障を生じている。特に講堂設備もなく教室の一部も元倉庫を改造した老朽建物を充てている。本校の如き後進校に対する施設設備の整備は、その改善速度を早め、県下高校教育施設の水準線まで向上せしめるよう対策が緊要と思う。

二 本校の敷地(一、四五四坪)および運動場(一、六八二坪)は昭和二十五年十月青谷町より寄附採納を受け、手続を完了しているものであるが、当時所有者と青谷町との買収話が纏らず現在に到るも所有権の移転登録は、未了の儘放置している。また、運動場の一、六八二坪は、既に整地された運動場であるべきものが、一部は未だ所有者が耕作している実情であるので、主管当局においては、実情調査の上地元町村と折衝し早

急解決に努力すべきである。

三 校地の排水溝の整備については前回も指摘した如く放置しているが附近民家との関係もあり、また敷地管理上早急整備するよう配慮された。

四 経理出納事務は、概ね適正と認められたが、備品類の保管管理について一層留意すべきである。特にミシンは別途格納庫に収納する等措置して置くべきである。

由良育英高等学校 昭和三十年六月三日監査

監査委員 山本四郎
同 大西節夫

監査概況

一 本年度木造平家建(理科教室)渡廊下三百二十三万円(一四九坪)で施行三十年一月二十五日実験室準備室が竣功している。そのほか理振法による学術振興費三十五万四千円で双眼実体顕微鏡ほか、二十七品目購入整備していることは、新設校に対し結構である。しかしながら本校には便所が一箇所しか設置されていない

いため支障を生じているので早急に善処されたい。

二 本校の校舎と運動場を連ねる陸橋架設については毎回監査に強く指摘している通りであるが、未だ実現していないことは遺憾である。主管当局の配慮を強く促した。

三 運動場の拡張部分は、昭和二十九年三月十三日県に寄附採納を受けているが登記未了であるので早期に完了されたい。

四 経理その他の事務で次の点留意されたい。

- 1 定時制農業科程において入学選抜考査を実施せず入学許可しているものがあつた。
- 2 定通振興法により八橋分校二十万二千円をもつて実習機械器具を導入しているが、実習記録が明確でない。

米子西高等学校 昭和三十年六月六日監査

監査委員 松本利治
同 山本四郎

監査概況

同 大西節夫

一 男女共学制については倉吉西高等学校同様本問題について実情に即した根本方針の決定が必要である。即ち本年四月末において女子七二四名に対し男子三年五三名、二年三六名、一年二〇名計一〇九名で逐年減少の趨勢にあり体育施設の整備、運動種目の撰択にも漸次困難をきたす実情であるので将来の根本的方針の決定を要する段階に到達しているものと認められたので、当局の考究を望む。

二 本館建物校舎は毎年監査に指摘している通り老朽校舎であつて、三十年度において三階建鉄筋コンクリート校舎(六教室)を建築すべく計画されていたが、恒久建物構造建築のため将来の増改築を考慮し、計画推進に当つて当局は慎重考慮されたい。その他校舎も一般に老朽し二十九年度建物管理費二十一万二千円の配当を受け雨漏り箇所その他の補修に充てられているが中でも体育館の補強工事は急を要する問題と思う。

三 本校は元女学校であつた關係上理科關係設備及び体育備品等は貧弱であつて毎年僅少な経費をもつて充実に努力しているが高校としての設備の完備には程遠い憾がある。これらの充実につては重点的に考慮が必と認められた。

なお運動場の拡張問題については毎年指摘してゐる通り県当局においても今後の学制見直しその他等考慮し善処すべきである。

四 経理その他一般事務で左の点留意されたい。

- 1 物品購入に伴う検収は形式的である。厳密に実施すべきである。
- 2 在校生徒の異動等によつて在学数のは握が不十分である。授業料調定の面から常時教務関係と連けい、を密にし適確にしておくこと。

米子東高等学校 昭和三十年六月六日監査

監査委員 大 西 節 夫

監査概況

一 一定時制夜間部の運営については、中途退学、予備校的色彩による能力差の關係上、種々隘路があるが、特に指導面における囑託手当が僅少のため、効率を發揮する段階に至つていないことは遺憾である。時間割の適正化、経費の増額等について主管当局の配慮が望ま

し。

二 P・T・A 所有の施設設備等があるが、つとめて果有に切替の手續を了し管理の万全を期することが望ま

し。

三 通信教育については施設設備の不備旅費の僅少等のため、特に巡回指導旅費が充分でなく、校外教授ができていないので主管当局はこれらに対する抜本的、予算的配慮しその振興の万全を期されたい。

四 二十九年年度整備事業としては、本館より理科教室に至る渡廊下が増築した程度である。本校は危険校舎が多く総体的に老朽建物であるので早期改築に一層配慮されたい。また図書館施設は耐用年数を超え相当老朽してゐるので根本的増改築が必要と認められた。

五 経理その他の事務について左の点留意されたい。

- 1 合格者人員名簿が入学当時の名簿と相違したまま放置するは適當でない。台帳の整備を期すること。
- 2 授業料徴収条例第六条により除籍処分として処理する場合担任教員の訪問記録ならびに認印を徴すること、また保護者より意見を徴して関係書類を添付すること。
- 3 通信教育についてはなお一層担任講師と連絡をとり入学、休退学については、所定様式により記録を明確にし関係書類を取纏の上事務当局で保存すること。

米子工業高等学校 昭和三十年六月七日監査

監査委員 山 本 四 郎

監査概況

一 本館の建物構造の腐蝕及び鑄物工場は根本的補強工事が急務であることはすでに数年来監査のつ、度強く指摘要望してゐる通りであるが今日に至るまで放置して

ゐることは遺憾である。特に本館校舎の中には支柱、土台等は腐蝕し、モルタル塗も中身は空洞であることは関係当局者も衆知のところでありながら危険校舎において授業を続行せしめることは考慮を要する。

二 本校の施設設備の整備については逐年努力しているが、二十八年度から土木科の設置によつて製図室がなく、従前の電気製図室を供用しているため授業に支障を生じてゐるので早急措置を講ずべきである。

なお新設の土木電波通信科は産振法の適用を受け整備に着手してゐるが機械、工業化学両課程における設備品は相当老朽し、現代の工業教育に適合しないものがある。

三 多年の懸案であつた校地の拡張問題については二十九年年度において果費百万円と外かく、団体の援助を得て隣接農地一、一二九坪を買収しこのほか国有農地四九六坪があり計一、六二五坪であるが買収地の中六〇坪は道路敷であるので結局一、五六五坪拡張したことになるが、これらの土地台帳の整備が十分でないので至

急整理されたい。なお国有農地四九六坪の地目変換並びに譲渡等についても関係官庁と折衝し、善処して置くべきである。

四 経理出納その他一般事務で次の点留意されたい。

- 1 転、退、休学及び生徒異動に伴う諸届を厳格に提出せしめ在学人員をは握しておくこと。
- 2 現金出納簿の記帳は厳格にすること。
- 3 予算流用については会計法規により適正に行うこと。

米子南高等学校 昭和三十年六月七日監査

監査委員 松 本 利 治
同 大 西 節 夫

監査概況

一 本校は、余子分校が遠隔地にあるため地域差に因る給与その他経費面に或いは、通勤連絡の面等種々不便があり兼務者の選定に苦心しているが、本校及び分校一体となつて円滑な運営に努力しているものと認められた。

二 校舎の管理整備について一層留意されたい。特に危険校舎の対策、家庭科教室、商業タイプライター室等

特別教室の整備が緊要と認めるので当局の配意を望む。

三 産業教育施設に当りては、慎重な計画のもとに実施

されたい。即ち実習施設は、産業教育振興法により、本年度ガラス室をはじめ、商業用タイプライター等逐次整備されていることは結構であるが、新設の多条式線糸施設はポイラー配管工事が未着手のため活用するに至っていない。ことに実習室狭隘のため近く増築拡張模様替工事をする計画のようであつたが、これらは、恒久的な計画のもとに、施設すべきである。なお新設の木工施設の活用についても考究されたい。

四 懸案の校地拡張については、P・T・A及び同窓会

の努力によつて民有地二、五〇〇坪余を買収確保されたことは真に喜ばしい。今後寄附採納及び所有権移転登記手続については、遺漏のないようなるべく速やかに事務処理されたい。なお従来校友会の所有に係る土地は、個人名義のまま県に移管手続されていないので

善処されたい。また、演習林の拡張及びこれが地上権設定についても留意を望む。運動場埋立整地工事は、六五〇坪余を県費四十八万円をもつて、工事請負に附し、施工しているが設計及び仕様については、一層詳細明確にし、検査は形式的に流れることのないよう処理すべきであつた。

五 余子分校の校地及び建物の県有に移管の問題については、米子市及び境港町が合計五十一万余円支出し、漸く国有財産の払下を見たが、折衝の経過からして、早急には県有移管は困難な模様である。当分校の地域社会にもたらしている成果は、今後の施設整備充実によつて一層期待されるが、現校舎は、元来学校施設として建築したものでなく、県立高校として不備欠陥も多いので、教育委員会及び県当局の積極的配意が望まれる。また、実習地は弓浜特有の砂地でありかんがい施設、農地の改良等将来に残された問題が多いが、現在ホームルームの経営に係る農業実習の成績は小規模ながら適正円滑に運営され、希望を持つてゐる実績を挙

げているので、基本的施設は県費を投じ基盤を造成し、将来公会計による実習運営をさせるよう当局の研究を望む。

六 家畜関係において畜産同好会の運営に於て和牛、豚、綿羊等を購入して育成状況を研究しておるも当校は、特別会計として総べてを取扱つておるので設備飼料等の混諸を避けるため一括公会計に繰入れて処理するようせられた。

八 経理その他一般事務について次の点留意されたい。

- 1 特別会計による現金出納簿を所定の様式によらずに処理していることは遺憾である。早急に作製の上厳重に取扱うこと。
- 2 生産物の收穫が不明確であり引継処分等に相違しているものがある。
- 3 家畜の管理育成は十分意を用いているが、財産確保の見地よりして簿価相当額の家畜保険に加入するよう措置すること。
- 4 退校願の処理に当り担任教諭の認印を経ずして処

理するは妥当でない。また、保護者の意見を徴して添付して置くこと。
5 余子分校の授業料は担任教諭が受領して送付簿で出納員に引継いでいるので留意すること。

日野産業高等学校 昭和三十年六月八日監査

監査委員 山本 四郎

監査概況

一 校舎の維持管理については、僅少の修繕費をもつて補修しているのみで根本的な対策が講じられていない。特に講堂兼体育館は腐朽し、随所に雨漏り激しく管理上困難を極めていたので根本的に改築が必要である。また定時制分校に対する施設設備の充実にについては整備五ヶ年計画により概ね計画通り実施し、完備されつつあることは結構である。しかしながらこの計画の中、昭和二十九年度で整備すべき江尾分校校舎の増築計画は県の財政事情により執行保留とされていたが、分校については冒頭に述べたように根本的対策が肝要と認

める。

二 林業課程における木工室は老朽危険建物として、昭和二十六年県の勧告に基き撤去したまま現在に至っている。これが充実にして監査のつ度指摘要望しているが実現せずその他現有施設に設置する余力もなく課程実習教育に多大の支障を生じていることは遺憾である。早急考慮すべきである。

三 揚水施設の改修については特に留意すべきであつて施設の貯水槽は小型でありかつ、不完備のためかろうじて畜産加工場のみ給水可能となつている現状である。昨年度折角家事室を建築したが、これに引水することも不可能であつて施設の活用に意が欠けているので当局はこれらの施設の完全利用に配慮すべきものと認む。四 経理その他一般事務について左の点留意されたい。

- 1 授業料徴収事務は厳格に処理されたい。特に放課後に徴収する授業料は正規に処理すること。
- 2 米の供出、煙草及び藪等供出出荷するものの調定時期について考究すること。

- 3 生産物のは、握は売却、転用、数量をもつて生産量とし処分後出納員に引継いでいるので生産実数のは、握については一層厳格にすること。
- 4 被服室にミシンを数台配列したままであつたので機械の保管管理について一層留意すること。

法勝寺農業高等学校 昭和三十年六月八日監査

監査委員 松本 利治

監査概況

一 本校は獨立後校舎その他建物の増改等、若干整備されたが、前回も指摘した如く高等学校としての最低基準に著しく不足し、殊に普通教室及び特別教室の不足不備は常時の運営に支障をきたす実情である。すなわち、普通教室は、七教室で漸くホームルーム数を充たしてはいるが、一教室に六十一名收容し、かつ、採光不完全のため晝間照明を要するという実情を見受けた。また、講堂、体育館もなく、特別教室も不十分で家事室、和裁室等の建物は、老朽危険の状態にあり、運動

場も極めて狭隘である等基礎的な不備欠陥が多いので、獨立の主旨に照し最低限度の所要施設は至急整備されるよう当局は格別配慮されたい。

二 本校の校地(敷地、運動場、実習地、演習林等)はすべて借用地である。獨立した現在なるべく速やかに果有移管の方途を講じ基本財産の造成をはかるよう、関係者と協議し推進されたい。

なお、財産台帳は一応整理しているが、更に調査の上一層明確を期されたい。また、貸借契約期間の更新手續等整理すべきである。

学校演習林の分収契約は前年米子東高等学校と地元関係代表者との間に書面契約しているが、内容的に不備があるし、また土地所有権者の確認も不十分のようであつたので、殊に数十年にわたる契約であるから、後日物議を招くことのないよう本校において、更めて適確具体的に再契約し、地上権設定の登記すべきものと認めた。

校舎前の隣接農地は私有地であるが、元実習地であつ

たもので、この間若干の経緯があるようである。校地として確保が望ましいので、関係者と十分協議折衝し善処されたい。

三 農事施設及び機械器具等も不備であるので、これが充実については、特に初期における特別の配慮が必要である。収納舎、畜舎等附属施設、特に肥料庫等は緊急に整備を要し、農具は本年度産業教育振興法により、動力噴霧器等を購入し実習教育を通じ地域の農業改良に資しているのは結構であるが、耕耘作業用具としては僅かに鋤を若干備えている程度で極めて貧弱である。生徒の環境、校下地域の実体に照し、有畜高度多角経営による農業教育実習を行わしめることが、最も必要と思料するので、関係者の積極的措置を望む。

四 実習地は基準面積に達しない許りでなく分散し、時間的、労力的にも実習上の隘路となつているので運営の合理化の面から集中の気運を醸成するよう努力されたい。

五 本校は年度中途において特別会計を設置しているが、

前記事情によつて種々困難を生じているので、今後あらゆる角度から検討し、適正妥当な計画を樹立し運営を図られたい。

六 経理出納、その他の事務について次の点留意された。

- 1 生産物の收穫が明細に記録されていないものが多いため、今後收穫簿をつくり厳正に取扱うこと。
- 2 成鶏を十九羽飼育しながら二ヶ月間(十一、十二月)も産卵がないこととなつているから、事実の記録を正確にすること。
- 3 初生雛二〇〇羽を購入育成したるも中途に一〇六羽を死亡させているが、記録が不明確である。

根雨高等学校 昭和三十年六月九日監査

監査委員 山本 四郎

監査概況

一 施設設備の内容充実強化については冒頭に述べた如く、各種特別立法の恩恵もなく、近年整備の手が施さ

れていない。したがつて旧来の設備をもつて運営しているが、これらの法対衆外校に対して主管当局は、予算の総合的調整を図つて内容設備等の充実に留意すべきである。特に多年の要望事項である校地の整備拡張費理科関係備品の充実、更新、建物施設の補修、家庭実習における器具および揚水施設の補修の問題等は遅々として推進されていないことは甚だ遺憾である。

二 寄宿舎の外柵その他内部施設の補修改善等について主管当局の配意を前回指摘しているが未だ放任されている。特に外柵については外部より浸入できるので事故の未然防止から早急補修すべきである。

三 経理出納事務は概ね良好と認められた。

境水産高等学校 昭和三十年六月九日監査

監査委員 松本 利治

監査概況

一 本年度は高等学校再編成後、完全獨立運営の初年度であるが、全日制漁撈、製造の各課程及び無電別科の

三課程により学校運営並びに練習船「わかとり」及び水産製品製造実習工場による実習運営は総合企画に基づき、地域社会との連携を保つて円滑に運営処理しているものと認められた。なお実習に伴う特別会計收支は前年度の実績に比して飛躍的に伸張し、その事務処理についても研究改善に留意し、昭和三十年度においてはすでに実習処理の改善、規模の適正増強を図り実施の段階にあつたことは結構である。

二 教室その他の整備について前回指摘要望したが校長室、事務室は経費三十万円をもつて間仕切模様替により措置している。講堂兼体育館及び特別教室の新設について当局の配意を望む、実習船「朝風丸」一三屯は低学年の実習用に供しているが本年度は六月中僅か四日間実動(重油購入量六〇〇立)している程度で利用されていない。ことに建造後の初期の管理が不充分のため虫害を受け、腐朽破損し廢船を余儀なくしているため産業教育振興法により代船建造の機関部分を本年度十七万円で購入している。廢船の払下及び代船の建造に

については遺漏のないよう留意を望む。

三 本校は主として就職希望者が大部分であり従来卒業生の就職率は極めて良好であつたが本年度は社会経済情勢の影響下にあつてやや不振の状況にある。学校当局においても努力しているものと認められるが、なお一層の努力を切望する。

前年度設置した無電別科は昭和三十年度より全日二日制に変更されたが、国家試験等の関係もあり無線通信士の養成の上に適切な措置と送料され本年度修了生はすべて第二学年に進級している実情である。

四 漁撈実習は「朝風丸」「わかとり」による流し網漁業、中堅機船底曳網漁業及び北海道遠洋航海実習並びに委託実習による巾着網漁業等を年間を通じ計画的に実施し、実習教育のかたわら四千四百余箱二万二千貫余の漁獲を挙げている。

また製造実習においては、さば、いわし等の罐詰四三八ケース二万一千余罐を製造し、このほか契約に基く委託実習により空閑期における施設使用料七万四千余

円を徴収している。従つてこれら特別会計の収入総額は合計二百六十九万余円に上り予算額を上廻る成績である。しかし製品及び加工品の販売についてはなお検討の余地があるやに見受けられたので考究を望む。

区分 漁撈収入 製造収入 計

昭和二十八年年度 二七、三〇〇円 六〇、〇〇〇円 九七、五〇〇円
昭和二十九年年度 一、九六、三三三円 七〇、五七七円 二、六六、九一〇円

これに対する歳出は漁撈においては船舶用燃料費、賃金及び船員に対する食糧費、市場手数料等が主であり、製造においては原漁の購入費が大部分を占めており、支出済額は二百五十万余円となり差引十九万余円剰余金を生じており結構である。

五 本校の実習は漁獲物の処分、原漁の仕入等他校と趣を異にし時間的に制約を受ける事務が多く、また特に製造実習においては、これが企業経営的見地からも事務を整理し、教育に資すべきであるが事務職員が不足し、実習助手に欠員を生じている等のため十分とはいえないので当局は速やかに充実の措置を考慮されたい。

本校に限らず一般に実習教育は試験研究及び技術の修得に主眼がおかれ、経営経済性については比較的等閑視されている傾向が認められるが、産業人の養成を目的とする実業高校においては企業経営的な角度から実地教育することは特に必要と認めるので当局の方針を明らかにし事務の整理についても考究されたい。

六 倉庫が狭隘のため原材料、備品及び製品を区々に分散保管しているがその管理上増築を要するものと認められるので当局は善処されたい。また漁撈網その他製品等数百万を下らない物品を保管しておる倉庫位置は、火気を取扱う製造工場に隣接し、防火上不適当と思われるので検討されたい。

七 経理その他事務につき次の点留意されたい。

1 実習船、漁撈試験による生産物の処理、引継方法に考究すべきものがある。即ち生産物引継、処分数量と漁獲数量と不突合のものがあつたので適正を期すること。

2 授業料滞納し除籍処分しているが担任教員の訪問

記録等なくその善処についての配意に欠け、形式的に処理している。

養良農業高等学校 昭和三十年六月十日監査

監査委員 山本四郎
同 大西節夫

監査概況

一 本校の老朽校舎の増改築問題について毎年監査に指摘してきたが、漸くその第一期工事として工費五百九十四万円をもつて近く一部増改築に着手する予定であつたが第二期工事以降の促進についても県当局の配意を望む。

産業教育振興法に基く農業課程における施設設備は着々整備されているが、中には前回監査にも指摘した如く機械器具の備付場所もなく死蔵されている。もつとも前記本館増改築によつて従来から死蔵されているボイラーバター製造器具、生乳処理機等は一応据付を完了する予定であるが現在の加工実習を見ると一般の農

業実習に主力が注がれ、時間的にも充分でない憾みがあるので、折角施設の活用については充分配慮された。

二 教育財産管理については相当苦慮し、維持管理に努力しているが、中には山林原野を開墾し畑地にしていくもので地目変更もせずそのままとなつてゐる等管理上適切でないものがあるので地目変換する等して明確にして置かれたい。

三 本校実習地の集団化については毎回監査に指摘しているが、学校当局は勿論のこと実習教育に支障があればあるほど地元と交渉し集団化に努力すべきであつて、関係当局の熱意を再度喚起する。

四 特別会計運営状況は、概ね順調であるが実習経営の基本的計画樹立について前回強く指摘要望したが、適確な計画は樹立していなかつたことは甚だ遺憾である。また事務的処理については未だ形式的処理に陥つてゐる傾向である。特に実習教育は本校に限らず生産本位に走り教育理念から逸脱した嫌があるので根本的に正

を因つて実習教育の運営を図るべきである。

五 経理出納事務については概ね良好と認めしたが、特別会計出納事務において、年度中途より従来の現金領收書制度を廃止し、告知書一本化に切替えてゐるため現金領收したものでも告知書によつてゐる等実情に即し難いものがあるので留意されたい。

境高等学校 昭和三十年六月十月監査

監査委員 松本利治

同 大西節夫

監査概況

一 家庭科教室、倉庫、自転車置場整備し充実されつつあるが、情操教育その他の立場からも音楽、図画の特別教室の設置がのぞましく、またかねて要望され、機運熟している今日体育館建築が必要と思つるので当局の善処を望む。

二 本校は全日制普通科、家庭科、同別科と定時制夜間部を設置し運営しているが、夜間部は教員配置及び時

間割並びに手当等種々検討を要する面が見受けられるので適正妥当な措置対策を考究することが肝要と認められた。なお手当増額については財政事情もあるが当局の配慮を望む。

三 運動場、バラック建立退き方については、そのつ度要望しているが未だ二棟その実現に至つていないのは遺憾である。

四 経理その他の事務について次の点留意されたい。

1 徴収の授業料はその日に記帳整理し、現金出納簿は払込みのつ度記帳すること。

2 昭和三十年三月三十一日木炭十七俵購入し、一括小使扱いとしてゐるが予算消化のためであり適当でない。

鳥取東高等学校 昭和三十年六月十三日監査

監査委員 山本四郎

同 近藤傳一

監査概況

一 鉄筋コンクリート造三階建(六六坪)渡廊下等九百四十三万円をもつて竣工を見たことは結構である。

二 借用地七一坪は実情に即応すようあらゆる隘路を克服し、買収することが適当と認めるので考究されたい。即ちこれらのうち一七〇坪は建物敷地であり、五

四一坪は運動場となつており、うちブルー一三坪、脱衣所一〇坪が含まれてゐるので恒久的計画樹立上からも客観的情勢を分析検討し可久的対策を速かに講ずべきであるものと認めた。

三 財産管理は周到な計画のもとに実施しているが、南校舎はバツレスが腐朽しており特殊型態の講堂屋根は荒廃甚しく補強修理が肝要である。なお鉄筋校舎新築により自転車置場がなくその管理に支障が多いので早急実現されたい。

四 地下水位の高い校地において排水施設は緊急欠くべからざるものであるので根本的解決について善処されたい。

五 経理その他事務について次の点留意されたい。

借用地に対する契約書中間の借料損料の計算が不的確であつた。

鳥取西高等学校

昭和三十年六月十三日監査

監査委員 松本利治

同 大西節夫

監査概況

一 本校は全日制普通科、商業科及び家庭科と定時制(夜間)普通科商業科を併置する総合高等学校であり、更に通信教育部を置くほか、附属幼稚園を有し、綜合教育の実を挙げるべく努力しているが生徒定員が多く、組織の過大等の上普通科程と実業科程を併用している關係上その運営管理に至難の点が認められる、今後なお一層の努力を望む。

二 校舎その他の建物の管理は概ね適切であるが、第二校舎は老朽校舎であつて、天井及び側壁等脱落箇所もあり、また体育館が傾斜して危険となつているので、急修理については早急に当局の善処を望む。

三 通信教育については校長を始め職員一同協力のもとに特に定時制分校における教育とも関連してその実を挙げておることは効果的と認める。通信教育の特殊性を十分にいかし、制度の趣旨の徹底を期すると共にこれが実施に当つてはスクーリング及びレポート等の実施を更に効率的に活用するよう予算的及びその他において県当局の配意を望む。

四 附属幼稚園の経営状況をみるに授業料歳入が年間約四十八万円にして、これに伴う歳出が約一百三十余万円で歳入に比し支出が三倍強となりまた高等学校に幼稚園を附属せしめることの制度上の運営または効率化等については従来述べた通りであるが、財政的見地から更に根本的に考究する余地がある。

五 経理その他事務について次の点留意されたい。

- 1 授業料調定減額伺の決裁日と歳入調書の日附が相違したものであるので留意のこと。
- 2 授業料の全免、半免及び奨学生、福祉生等の關係書類の取纏、整理が不充分であつたので、年度別に

処理保有すること。

3 全免申請のうち同一のもので申請の氏名と決定の氏名と相違しているものがあつたので調査すること。

鳥取農業高等学校

昭和三十年六月十四日監査

監査委員 山本四郎

同 近藤傳一

監査概況

一 施設設備は着々整備され本年度四百七十万円をもつて体育館兼講堂を新築し、また設備において産業教育振興法等の適用により分校の整備充実をはかつてい、今後は引継ぎ農業高校として必須施設である、農具室、收納舎、堆肥舎等の附属施設の整備について特に配慮されたい。

二 産振法の適用を受け農産加工施設を整備し、本格的製造段階にうつているが運営について考究の余地がある。即ち漬物加工等において福神漬、椎茸味噌、菜漬等広汎に亘る実習をなしその販路も拡大されてはいる

が、中には大量生産的な実習を企画し、これらの原料を地域農村より購買、集荷することに主力を費していることは考究すべきである。特に学校における実習の企業化については慎重検討を要する問題であるが、特別会計收支の均衡をはかるため単に収入増加にのみ吸々として本末を無視することのないよう留意し、効率的な運営を期されたい。

三 本校の実習地はほとんど不毛の砂丘地であつて水田は三反歩にすぎずしかも借用地である。実習教育の成果を期するためその基礎的要件である水田及び就畑の確保は本校運営上の先決問題と思考するので地域社会における農業教育振興の大局的見地からして当局は速やかに善処するよう希望する。

四 特別会計の運営は極めて困難のようである。即ち予算額一百十四万余円に対し、収入済額は五十七万余円で、支出済額の一百七万余円に対し四十五万余円支出超過となつてい、り。しかして製品、半製品現在高四十二万余円あるので二十万余円の赤字に過ぎないけれども

当初の予算規模に比し著しく縮小を余儀なくしているのは考究すべきものと認めるので適正規模につき特に留意された。

五 経理その他の事務について次の点留意された。

- 1 授業料徴収条例により除籍処分とする場合は処分伺の決裁を得て処理すること。
- 2 現金出納について手許保管がながく金庫払込みが遅延していたことは遺憾である。
- 3 玄米処埋につき生産及び引継ぎを明確にすること。また精白米の校内処埋は嚴重にすること。
- 4 生産物の総数、引継、処分等についてはなお一層正確に記録するとともに加工について年間計画を樹立し生産販売等に完璧を期すること。
- 5 支出科目の適正でないもの或いは購入物品で公簿に登記されていないものがある。
- 6 売却物で校長決裁を得ず調定売却しているものがあつたので正規の手続をすること。
- 7 営繕関係工事の請負契約事務は口頭連絡をもつて

工事の施工していたので校長決裁の上事務手続を経ること。

鳥取高等学校 昭和三十年六月十四日監査

監査委員 松本利治 同 大西節夫

監査概況

一 岩美校舎は、岩美農業高等学校として、本年度当校より分離独立したので工業科を主体とする実業高等学校として、その充実発展に努力しているが、過去数次に亘る高校編成替の経緯もあつて、存置されている全日制農業科(農業機械課程)及び定時制農業科(農業及び農村家庭課程)については、施設並びに運営経理或いは、生徒及び卒業生の状況等からして、再検討の余地が多い。従つて、当局は財政事情にかんがみ最も合理的な教育課程による教育費の効率を期し、重点的に内容の充実を図るため農業科を分離し 特色ある単一の工業高校として、将来の発展を期すべきものと思

考するので慎重考慮されたい。

二 校舎その他施設の整備については、本年度機械科実習工場の改築、家庭科施設及び理科教室の新設等逐次基本的諸施設の整備を行っているが、総体的に見て未だなお雑然としている。殊に現在四教室不足のために充当している震災バラツクの解体、新築は急務を認め、教育委員会事務局において樹立した危険校舎の対策等整備計画が予算に制約され、本年度見送りを余儀なくしている等は根本的に考究すべきものと認めた。

三 農業科、農業機械課程は、特色ある課程であるが、工業料の内容が多い。また定時制農業科、農業課程にあつては、実習地も無く適当なる候補地もないようである。ことに農業施設としては、皆無の状態であつて、将来の見透しは至つて暗く、県立学校としての十分な成果を期待することは困難と思考される。定時制農村家庭課程においても、他校の例に洩れず、実質的には主として、全日制課程志望者が大部分であつて根本的考究を要する。なお工業科としての特色ある家庭科

として、全日制課程に設置替を当校としても研究し熱望しており、定時制課程はむしろ工業科を設けるべきものとかんがえるので検討考慮されたい。

四 教職員の配置は、予算的には全日制及び定時制の各高等学校費に区分されているが、これら職員全体として総合的に再配置運営している実情である。しかして、その是非は別として、全般的に職員定数が不足し、時間講師を任用しているが、担当時間数が多く(一四、二四時間)ほとんど定数内職員と大差ない実情である。これが身分並びに給与取扱については、県全体の定数の検討を併せ考慮すべきものと認めた。

五 本年度卒業生の就職状況は、前年度に比し若干低下してはいるが、学校当局の斡旋指導により、概ね順調に進捗しているものと認めた。特に就職斡旋指導は、教育即産業人の養成の見地からして、最も肝要であり、本校としては、特別指導並びに出張斡旋等に努力しているが、経費がなくP・T・Aに依存している状況につき当局は考慮されたい。

六 経理その他の事務について次の点留意されたい。

- 1 実習教育に伴う電力料その他需用費については、出納員において確認し、遺漏ないようにすること。
- 2 物品の出納管理につき、破損品、不用品等は実習により、再生活用しており結構であるが、定期検査確認整理に留意すること。

岩美農業高等学校 昭和三十年六月十五日監査

監査委員 山本 四郎

監査概況

一 本校は昭和二十三年県立岩美実業高等学校として新築し、その後数次の廃置分合を経て昭和二十九年四月現在の農業高等学校に獨立したものであつて、今回の監査はその初年度に対するものである。

しかし設置課程、生徒定員は次表の通りであり、獨立前昭和二十六年鳥取東高校分校、昭和二十八年鳥取高校岩美校舎当時における課程変更の結果によるものであるが、地域及び生徒の状況、学校適正規模等教育環

境上の見地並びに財政効率的見地かして規模の拡大、内容の充実について一層留意検討されたい。

科 別 課 程	定 員	年度末在籍者数		備 考
		学 年	生 徒 数	
全日制 農業科	五〇・一・二		七三	
農村家庭	五〇・一・二		七一	
別科 家庭別科	二		二三	昭二九募集停止
農 業	三・四		四〇	同右
農村家庭	三・四		八	
計	一〇〇		二二五	

二 施設の整備については獨立に際し校舎本館の新築がなされ、本年度は産業教育振興法の適用を受け動力農機具類はじめ各種器具等が充実されたが校舎その他の基本的諸施設はなお不備であつて、これが年次計画による早期整備が望まれる。殊に農業実習附属施設は皆無に等しいので早急整備されたい。

三 財産管理事務について、新校舎は排水施設が考慮されておらず、また旧校舎の修理及び防火対策について

一層留意し、管理の万全を期すべきものと認めた。
校地は敷地、運動場及び実習農地山林等合計三、七四一坪あるが果有のほかP・T・A及び民有地でありこれが果有移管並びに財産事務の処理に留意し明確を期されたい。なお実習地拡張についても地元関係者と協議し、実習教育の充実をはかられたい。

四 農業実習は教科として運営されているが、実習に伴う収支は本年度公会計によらず処理している。昭和三十年度より果費特別会計により処理することとなつているので今後運営並びに事務処理については他校に対する過去の監査結果等も十分研究留意し適正を期されたい。

また女子実習は教科外のクラブ活動として農村の季節託児所の開設運営に協力し実地教育に資していることは結構であるので、今後学校当局として公的に処理することにについても研究を望む。

五 経理出納その他の事務処理について次の点留意されたい。

- 1 現金出納簿は厳格に記帳すること。
- 2 入学選抜に当り第二志望者の取扱いが募集定員の関係により合格とせず補欠(六名)として処理していたが、監査当時は既に定員を割つているので取扱ひについては検討すること。

智頭農林高等学校 昭和三十年六月十五日監査

監査委員 松本 利治

監査概況

一 本校は農業課程、林業課程、農村家庭課程の全日制と、農業農村家庭課程の定時制教育で、特に林業課程においては、文部省の研究指定を受け、銘木、智頭杉の品種試験をはじめている。実習地は中学校及び河川改修用地に割愛したため林業苗圃は一反四畝、水田六反三畝、普通作圃二反四畝、蔬菜園二反、果樹園二反五畝、飼料圃一反一畝で基準面積の約半分見当であり、すべて借用地である。また演習林は四町五反余あるが、これも借用地で何れもそれぞれ拡張確保を必要と認め

るので、関係町の協力を得て寄附または貸借契約の推進に努力すべきである。

二 産業教育振興法による施設設備は逐年整備しているが、林業課程の施設においてはこれに附随する必要施設が整備されていないため、充分活用する域に達してゐない。

三 建物施設の管理については、水道施設の延長、畜舎の葺替、デッキ天井、雨樋、女子便所の拡張整備、等は緊急を要すると思われるので善処されたい。なお林産加工室建物は、町有及び牧農舎は同窓会所有となつてゐるが、早期に県有移管し、管理の万全を期すべきである。

四 経理、出納その他の事務についで次の点留意された。

- 1 一般会計と特別会計との支出区分を誤つてゐるものがあるので留意すること。
- 2 鶏飼育日誌は、日々産卵を採納してゐるが、引継は月二回(一日、十五日)形式的検収として一括取扱

としてゐるのは不適正である。形式的処理の墮弊を是正すること。

3 売却調定は収入日をもつて調定、引継としてゐるものがあつたので、その都度引継調定及び売却の手續をとること。

4 加工製品の売却価格は一般市価を勘案して調定してゐるが、原価計算をし、市価との調整を図ること。

八頭高等学校

昭和三十年六月十六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 近 藤 傳 一

監査概況

一 本校は普通科、家庭科の全日制と農業科、農村家庭科の定時制を設置してゐる(外に八上、若櫻分校)綜合制の高校である。生徒数一、一四六名でその規模は適正であり、施設においても年々拡張整備されてゐる。しかしながら旧寄宿舎を教室に改造した第三、第四校

舎は老朽校舎であり、また新規格に合致してゐないため少からぬ支障を生じてゐるので今後対策が必要と認められた。また定時制農業科程並びに八上及び若櫻両分校の存廃または振興充実についでは今後の見透しを勘案し慎重考慮されたい。

二 財産中土地(敷地農地グラウンド)は一、三、四、五坪であるが県所有のものはわづか一六四坪にすぎず、国有一〇、二、五坪のほか同窓会所有のものである。これは昭和十八年女子師範が専門学校に昇格の際国有に移管され、使用しなくなつたときは県に移管するとの条件付のもので手続中のものであるが、いまだ移管されてゐない。国有土地中鉄道省のものが九一坪ありその処理について何らかの対策を考究すべきである。また八九八坪は同窓会所有のもので寄附採納されてゐないので採納促進について努力されたい。

三 経理その他の事務についで次の点留意されたい。

- 1 入学志願者第一次四六七名、第二次一七名、第三次三名合計四八七名であるが証紙出納枚数は九七〇

枚で四枚出納不明である。

2 他学区よりの転校生徒の入学許可は寄留届証明書も付せず許可してゐるが検討すること。

鳥取盲学校

昭和三十年六月二十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

監査概況

一 本校は義務教育制度により運営し始めてより日浅きため、一般はもとより保護者の認識が薄く、かつ、又市町村並びに普通学校等の協力も未だ充分でなく、盲児及び弱視児の実数は、握は困難であり、校長以下職員は就学奨励に相当苦慮してゐるが、更に特殊学校の在りかたについて広報活動を行い啓蒙指導に一層の努力を望む。

二 本校は特殊学校であるため教職員の充実強化について特に配慮すべきである。即ち一四学級に対し一六八(内休職者一人)が配置してゐるが生徒数の多寡によ

ることなく学級数から適正配置すべきと思われるので
当局の善処を望む。

三 多年の懸案であつた旨、ろうあ児教育の完全分離は
新校舎建築と共に解消したのであるが、校地について
は隣設の住宅地及び積善学園との関係もあつて正規の
運動場を設置することができず、旨ろう両校舎間を運
動場として共用しているが、旨ろうあ児の性格及び生
活実体等異り共用が必ずしも円滑でない面があるよう
であるが、両校とも協議して遺憾のないよう期され
る。

四 本校の施設については一応整つたものの建設施工時
期が適期でなく現在においても手直をしており、また
既設側溝も排水不良のため校舎一帯が氾濫し管理に苦
慮している状態であり早期に善処すべきである。また
雨天体操場の設置は児童保健上必要が痛感される。設
備についても本年度より産業教育振興法が適用され理
療器具は整備しつつあるが、一般備品の中で図書、理
科、教科用教材(模型)及び体育器具等については罹

災焼失前に比較してその整備は遅々としているので施
設の充実に伴い設備についても早期に復旧整備するよ
う留意されたい。

五 経理その他一般事務について左の点留意されたい。
1 予算が年度末に令達される関係もあるが物品購入
に当り会計年度を逸脱したものがあつた。
2 就学奨励資金交付については効果的に活用できる
よう適期に交付し得るよう措置すること。

ろう学校 昭和三十年六月二十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

監査概況

一 本校は義務制特殊教育機関であり、特に環境の整備
が必要と思はれるので職業指導等の特別教室及び体育
館兼講堂の増築を要するものと認めた、また運動場は
盲学校分と接続しており管理上支障を認めるので適宜
分割管理するよう善処されたい。

二 児童の就学状況は低率である。これは本校設置の趣
旨及び実態が認識されていないことが主たる原因と認
めるので関係当局及び市町村関係者との連絡を密にし、
これが就学勧奨に努力されたい。また未就学者の就学
猶予の手續がとられていないのでそれぞれ手續をとら
しめられたい。

三 前記未就学の原因として父兄の経済的負担の問題が
大きな要素と思われる。即ち、就学奨励費として生徒
給費が一人平均年額三千五百円見当の予算措置が講ぜ
られているが、このほか、T・A会費、その他学習
費の不足分等、父兄が負担すべきものが年額八千七百
円程度必要とされており、負担率は著しく増大してい
る現状からして当局においても努めて父兄負担を低減
し完全就学せしめるよう格別の配慮を望む。

四 就学奨励費の交付が三十年二月八日になつていな
い生徒の教育上支障をきたしている実状につき県当局
は予算の配当に当つては効率的配布に留意されたい。
また二十九年度の就学奨励費の各人宛の交附額は一応

学校よりの申請に基いて教育委員会で決定されてい
るのに更に担任教員において生徒の家庭事情に基いて変
更しているがこれは教育委員会に連絡し慎重検討の上
変更することが適当と思はるので考究されたい。

五 当校は基礎教育の徹底を図り人間性豊かな民主社会人
の養成に努力すべきことは勿論であるが、同時に将来
の経済的獨立を目標とした職業教育は等閑に付するこ
とはできないと思はれるので、更に一層職員間の連絡
を密にしてその実を挙げるべき検討努力されたい。ま
たでき得ればこれが目的のため産業教育振興法の適用
またはこれに代るべき方法について考慮されたい。

六 本校は特殊学校であるので他校との人事の交流にも
困難を伴うので職員の研修に要する費用は特に配慮の
要が認められるので関係当局は考究し善処されたい。

七 経理その他の事務処理については次の点留意され
る。
1 生徒名簿と実在員とが相違しており、また諸帳簿
の整理が不十分であるので整理保存すること。

2 学校に關係した諸報告書類は關係講師が持つこと
なくそれぞれ帳簿え取纏の上事務当局において保存
のこと。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行者

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

鳥取縣